

弁護団だより

みんなして

No.1 発行:2012年2月

発行人:
「生業を返せ、地域を返せ！」
福島原発事故被害弁護団
TEL: 03-3379-6770

弁護団だよりの発行にあたって

まだまだ厳しい寒さが続く日々ですが、いかがお過ごしでしょうか。

このたび、私たち「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団では、弁護団だよりを発行することにいたしました。

被害者の方々の想いや支援者の方々の声、弁護団の取り組み、東京電力や国をめぐる情勢などをお伝えすることにしています。被害者のみなさんと弁護団との結びつきを強め、みなさん同士の結びつきを強める、そんな紙面になることを願っています。

この紙面はみなさんのものです。意見の交流の場でもあり、討論の場でもあり、いこいの場でもあります。なにより東京電力と国に対するたたかいの力となるように、弁護団としても頑張っているこのニュースを作っていくと考えています。

弁護団だよりは毎月1回の発行です。みなさん、一緒に良い紙面にしましょう！

【最近の動き】

東電や国の動向	弁護団の取り組み
1月05日 南相馬市が賠償請求へ	1月上旬 新人弁護士が続々と弁護団に加入 (現在、弁護団員は40名を超える)
1月07日 政府、東電普通株の過半数取得へ	
1月09日 7市町村(南相馬、富岡、大熊、双葉、浪江、葛尾、飯館)が「帰宅困難区域」の見直し	1月23日 弁護団会議(東京・港区)
1月16日 紛争解決センター(ADR)申立数700件弱 和解3件	1月29日 農家の方々向け 相談会開催(郡山市)
1月26日 東電 ADR 第1号事件の和解案に対し回答	2月06日 被害聞き取り調査(柏崎市)
1月28日 東電 不動産の損害について4月中に考え方の提示	2月12日 弁護団合宿(福島市)
1月28日 裁判官などの研究会が原発問題について研究会開催	~13日

「象の足に噛み付く蟻」

2月初旬、故郷から遠く離れた雪国で避難生活を送るSさんを訪ねました。温かいお茶に、ご自身で作られた木の葉型の愛らしいコースターを添えて、私たちを歓迎してくださったSさんは、ゆっくりと、その避難生活の過酷さを語って下さいました。



Sさんの作品・コースター♪

着の身着のまま避難

2011年3月11日 Sさんは、20km圏内にある自宅にいらっしゃいました。ご友人に促され、近所の体育館へ避難。翌日には、他の市町村への避難指示が出されました。このとき、Sさんら住民は、原発の近くにいたにもかかわらず、何の情報も得られない状況にあり、Sさんは、2、3日もあれば戻ってくることができると思っていました。そして、猫を連れていけないため、ほんの2、3日なら大丈夫と信じ、愛猫を車において、そのまま友人の車で隣の街へ向かわれたのです。

しかし、避難先のテレビで、衝撃的なシーンを目撃します。

福島第一原発が、爆発した。

とっさに、もっと遠くに逃げなければ・・・!と、車に飛び乗って、いわきへ。

その日は、ガソリンが切れ、凍える寒さの中一晩を過ごされました。

その後は、いわきの避難所に入り、辛うじて充電ができた友人の携帯電話を借りて息子さんと連絡をとることができ、息子さんの暮らす雪国での避難生活が始まりました。



孤立

見知らぬ土地での避難生活は、情報やコミュニティからの孤立との戦いでした。自治体のミスで、避難者に提供されるべき情報が全く提供されず、どういったサービスを受けられるかや他の避難者とのつながり方も分からない状況が続いたそうです。慣れない雪の降り積もる街で、友人もおらず、家族と話す以外、全く他人とかわからない、外にも出歩かない生活が続き、6か月目には体調を崩されてしまいました。

また、一時帰宅をしても、原発事故の衝撃を思い出し、気分が悪くなってしまおうそうです。ご両親が遺した歴史あるお家の中は、空き巣や家畜が入り、荒れ放題。代々受け継がれ、思い出のつまった着物も全て奪われていました。

救いだったのは、追ってきてしまった愛猫と、再会できたこと。15歳という高齢にもかかわらず、約30日間、車の中で、余震の揺れや空腹、孤独と戦って「生きていてくれた」のです。その姿は、毛も抜け落ち、骨の浮き出た悲惨な状態でしたが、今では元通りのぶっくりと愛らしい姿です。

元通りの生活

Sさんは、手芸や家庭菜園が趣味で、自宅では代表的な野菜をほぼすべて栽培し、自給自足の生活を送っていました。土をさわることや、両親の衣類などの古布を使って新しい作品をつくること、お稽古事の生徒と触れあうことが生きがいったそうです。

しかし、放射線の降る故郷に子どもたちが戻ってくる可能性は低く、生徒たちとの日常的なやり取りは失われました。家庭菜園も、避難先ではまなりません。両親の古布も、荒れ放題の家に残されたまま。当たり前のように享受してきた幸せな日常が、一瞬で奪われてしまったのです。

(裏面に続く)

お話を伺って

「わたしたちは、象の足に噛み付くちっけな蟻なのよね。けれど、たくさんの蟻が集まれば……。みんなが力を合わせて声をあげなければならぬと思うんです」。Sさんのこの言葉が大変印象深く、私の心に残りました。

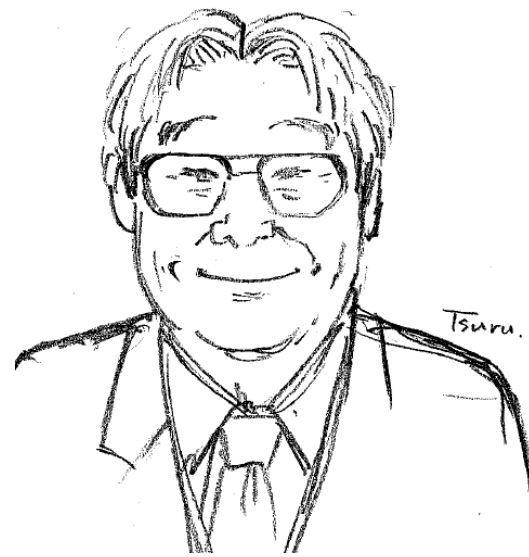
確かに私たち一人一人の力は、東京電力という権力を前にすれば、蟻のように小さなものかもしれません。しかし、多くの力が集まれば、大きな「足」も、痛みを感じ、動かすことができるはず。お話を伺い、ふるさとを、生活を取り戻し、事故以前に限りなく近い日常を取り返すために、被害者の方たちと共に闘っていかねば、と決意を新たにしました。

(弁護士・中瀬奈都子)



いまは元気いっぱい猫ちゃん♪

弁護団員の紹介



安田純治弁護士 編

福島で弁護士をしております藤原泰朗と申します。同じ事務所の大先輩であり、弁護団の団長である安田純治弁護士を紹介させていただきます。安田弁護士は去年、満80歳を迎えました。長年にわたって福島で社会的に弱い立場の人々や一般の市民の人々のために弁護士として働いてこられた方です。

福島第二原発の設置許可取消訴訟の弁護団長を務め、原発の危険性を訴えてこられた方でもあります。30年以上前の裁判で危惧していたことが、今回の原発事故によって現実化してしまったことに対し、大変悔しい思いを抱いておられます。

安田弁護士は、「金よりも正義！」をモットーに、お金よりも社会的に意義のある事件にあえて積極的に取り組まれてきました。兵役を経て、終戦後、炭鉱夫、紙芝居屋、旅館の番頭などの職業に就き、その後、労働運動を通じて専門的な法律知識の必要性を感じ、司法試験に合格して弁護士となり、一時期は国会議員を務めるなど、マルチな才能を発揮されてきました。

激動の人生を歩んでこられた安田弁護士ですが、普段はとても穏やかで温厚な方です。釣りが趣味だったりします。車の運転をしていると眠くなって事故を起こしそうになるというおちゃめな一面もあります。頭の回転が速く、冗舌であり、まだまだ元気いっぱいです。

そんな安田弁護士の身近にいて思うのは、安田弁護士は根っからのいい人だということです。常に依頼者のことを第一に考えており、その有り様がごく自然なのです。そんな姿を見て僕も事務所の一員としてがんばらなきゃと思うのでした。と、まあ褒めてばかりの紹介にはなりましたが、この紹介が被害者の方々が気軽に相談できる一助となれば幸いです。

【キーワード解説 第1回 「相当因果関係ってナニ？」】

事故などによって被害を被ったとき、被害者の加害者に対する損害賠償請求は、加害行為と被害とが「相当因果関係」にあると評価される場合に認められます。

たとえば、太郎さんが車を運転中にうっかりして花子さんを轢いてしまい、花子さんにケガを負わせ、花子さんは仕事を休まないといけなくなったとします。この場合、花子さんは、事故のためにケガを負い、休業したので、通院費や休業したために得られなかった収入などを請求することができます。

「相当因果関係」とは、要するに、事故が起きれば、このような損害が生ずるのは当たり前だと評価できるかということです。別の言い方をすると、風が吹けば桶屋が儲かるといった際限のない因果の連鎖を「相当」の範囲に限定する概念といえます。

今回の原発事故でも、「相当因果関係」が認められる被害については、賠償請求ができます。事故の規模や性質からしても、「相当」とされる範囲は広がると考えられます。被害を受けたと思う方は、悩まず弁護団にご相談ください。(弁護士・川岸卓哉)

弁護団の体制のご紹介

弁護団の体制について、ご紹介します。

団長・安田純治弁護士(福島)

幹事長・南雲芳夫弁護士(埼玉)

事務局・渡邊純弁護士、藤原泰朗弁護士(以上、福島) 山崎徹弁護士、斉藤耕平弁護士(以上、埼玉) 渡辺登代美弁護士、川岸卓哉弁護士、中瀬奈都子弁護士(以上、神奈川) 久保木亮介弁護士、種田和敏弁護士、馬奈木徹太郎弁護士(以上、東京)

相談などのお問い合わせ先：TEL 03-3379-6770(代々木総合法律事務所)

弁護団の今後の予定

2月19日 避難者相談会(那覇市)

2月26日 農家の方々向け相談会
(郡山市)

【編集後記】

記念すべき第1号です。みなさんのご意見や感想をぜひお寄せください(宛先：〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-21 永田町法曹ビル 東京合同法律事務所 弁護士馬奈木まで。FAXは、03-3505-3976)

*題字「みんなして」は、安田純治団長の筆によるものです。